

平成23年度 第5回 新潟市障がい者施策推進協議会会議録（要旨）

○日 時：平成23年12月21日（水）午後1時30分～

○会 場：白山会館 2階 胡蝶の間

○出席委員：11名（欠席委員4名）

関係課：児童相談所，こころの健康センター，各区健康福祉課長

事務局：障がい福祉課長

○オブザーバー：新潟市障がい者地域自立支援協議会会長

1. 開会宣言

2. 障がい福祉課長挨拶

（司 会）

本日の委員の出席状況でございますが、机上配付しております出席者名簿で、2番目の柳委員、「出」となっておりますが、電話が入りまして、本日、欠席されるということです。そして、熊倉委員が「欠」になっているのですが、急きょご参加いただけるということで、お見えになっております。そして、遁所委員が欠席。そして、山本幸夫委員が欠席。大谷勝彦委員が欠席ということで、4名の方が、本日、欠席ということでございます。15名の委員のうち11名の委員の方々が出席されておりますので、過半数を超えておりますので、この協議会が成立していることをご報告いたします。また、今回も、オブザーバーとして新潟市障がい者地域自立支援協議会の山賀会長にご参加いただいております。

それでは、これより、議事に移らせていただきます。議事については、会長に進行をお願いいたします。

（島崎会長）

それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思っております。できるだけ長い時間にならないようにしていきたいと思っております。どうぞ、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

はじめに、議事の1でございます。第2次新潟市障がい者計画素案について、事前にご送付いただき、資料をお読みいただいていると思っておりますので、事務局から、まず、障がい者計画に関する資料について、前回頂いたご意見と修正箇所等のご説明をいただき、それらの確認をしながら、素案として、この会でパブリックコメントに行けるように確認をしたいと思っております。

ます。事務局、よろしくお願ひいたします。

(事務局：大倉)

障がい福祉課管理係の大倉でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の順番に沿ってお話しさせていただきます。資料1は、本日欠席されております遁所委員からご意見ということで頂いているものですが、こちらは障がい福祉計画に関するご意見になりますので、後ほどということにさせていただきます。

まずは第2次障がい者計画のご説明をさせていただきます。資料2と資料3を併せてご覧いただきたいと思います。資料2は、前回の計画の案から頂いたご意見を踏まえて変更したものであります。修正内容は資料3に記しているのですが、ここに書いていない部分では、全体的なことなのですが、文字のサイズですとかレイアウトなどを事務局で直させていただきます、見やすくしたつもりでございます。最後に、言葉の使い方と申しますか、接続詞が不自然であったりとか、あとは、現状と課題、施策の方向性ということでそれぞれ分けてあるものが、本来、現状と課題に入るべきものが施策の方向性に入っていたり、その逆であったりということが若干ございましたので、その辺は事務局で少し修正を加えさせていただいております。

それでは、資料3を、番号を1番から振ってありますので、順番に資料2と併せてご確認いただきたいと思います。資料3の1番、これは前回、権利条約に関連した新潟市の条例、このあたりを計画にというご意見を頂いたところであります。こちらについては、そこを含めて計画に盛ることはまだしないということで、計画の修正はしておりません。

資料3の2番ですが、資料2の2ページになります。前のほうは、この3番のタイトルが基本的理念及び基本的考え方ということであったのですが、考え方というよりも基本理念と基本目標のほうですっきりするという考えで、タイトルを修正いたしました。

それから、資料3の3番、こちらは3ページ、前回、障がい者の定義の部分で、難病についてのご意見を頂戴いたしました。こちらはその回のお話をして、このままということで、修正はしておりません。

続いて、資料3の4番になります。こちら、資料2の19ページです。前回、1地域生活への支援の(1)相談支援体制の充実。現状の課題の最後のところに障がい者の定義に関する題目が一つ入っていましたが、それは全体に共通する話ですし、最初の部分で出てきておりますので、相談支援体制の現状と課題にある障がい者とはという定義に関する部分をそっくり削除いたしました。

それから、資料3の5番と6番です。こちらは23ページになります。サービス基盤の充実という部分で、現状と課題、それから施策の方向性を直しまして、特に、施策の方向性の部分で、待機者の解消に向けた検討をやっていきますという言葉を使いやすく強調するような形で修

正をしております。

続きまして、資料3の7番は資料2の26ページです。こちらは、現状と課題に記載されている部分、施策の方向性に関する部分が前回置いてありましたので、それを移動させたことと、それから、施策の方向性の始まりのところで、障がい者の言語（手話を含む）としました。障害者基本法の改正でも手話を含むと明記されておりますので、合わせた形に修正したところです。

それから、資料3の7番、前回の会議で点訳推進事業に対して音声訳推進というものがないが実際どうなのかというお話がありまして、実際にやっているという部分もありますので、こちらは26ページの主な事業に音声訳をやる事業という表示をしまして、あとは、後ろの52ページ、各事業の書いてあるところにありますが、そちらでも音声訳の事業を追加しております。

続きまして、資料3の2ページ目、9番になります。前回の会議で手話奉仕員、手話通訳者という、人を表す呼称の統一が図られていなかったというご指摘がありまして、改めて見直し、整理をしまして、これについては、関係する部分は26ページと個別の事業が52ページになりますけれども、手話通訳者という言葉を使うときには、手話通訳者を設置する事業については手話通訳者。それから、養成事業や派遣事業については手話奉仕員という形で、言葉の使い方を統一させていただきました。

続きまして、10番、精神障がい者の早期の対応という部分で、前回、ご意見を頂戴しておりました。こちらについては、資料3では、修正をしたという表記をさせていただいております。それから、今日の当日配付の資料で資料5になりますが、28ページに関する部分を改めて修正しているところです。この辺、変わった部分については、担当の精神保健福祉室長からいただきたいと思っております。

（こころの健康センター精神保健福祉室長）

こころの健康センター精神保健福祉室の田中でございます。よろしくお願いいたします。

今ほど、冒頭にご説明ございましたが、委員の皆様方には、資料2、母冊の28ページでございます。ここは柏委員から、早期発見の部分に精神障がいをと、大きな視点ではそのようなご意見がございました。それで、私どものほうで現状と課題、母冊のほうですが、最後の段落に精神障がいというところを追加いたしました。また、施策の方向性といたしまして、母冊のほうでございますが、最終段落に、これを追加させていただいたところがございます。

毎回の当日配付で大変恐縮なのですが、読み返しますと、少し違和感をお持ちの委員の方もいらっしゃるかと思いますので、そもそも、この欄が三障がいを統括した記載の部分になってございまして、精神そのものが、母冊で行きますと30ページで精神保健と精神施策

の推進ということで、特化して記載してございます。そこで、資料5に移らせていただきますが、1枚にまとめてございます。結論から申し上げますと、28ページのをさらに修正いたしまして、資料5の1枚物にまとめたものが事務局の最終案でございます。この趣旨といたしましては、はじめに、障がいの予防と早期発見、早期対応ということで、これが身体、知的、そして精神と統合したものを統括した現状と課題であること。そしてまた、同じく、施策の方向性につきましては、同じような考え方でネットワークを作っていくというような記載が載ってございますが、そこに、柏委員からのご提言で、キーワードがいくつかあったと思います。小中学校における統合失調症の支援が一つのキーワード、そして、デイケアというものがございました。その二つを精神障がいとして早期発見に入れてほしいというご依頼でございまして、作ってはみたものの、精神障がいのネットワークづくりですかそういった追加部分が、既存の現状と課題と合ってしまう。見比べますと。それにお気づきになった方もいらっしゃるかと思います。そこで、最終案として、資料5の28ページの段落の中ほど3行目でございます。少し読み上げますと、学齢期・思春期に好発しやすい統合失調症に限定させていただきまして、早期発見による適切な医療と環境づくりによって重症化、慢性化を防ぐことができると。これはそのように事実言われております。そして、この世代における疾患の見分けは難しい。そして、適切な医療につながりにくいといったものが柏委員の前段のご提言だったかと認識しております。

それに対してどうするかということで、施策の方向性でございますが、同じく資料5の段落下から2行目でございます。ここも、学齢期における統合失調症の支援に限定をさせていただきまして、この2行を追加させていただいております。基本的には、3障がい一緒の方向を取っていくということが前段、中段に記載されておりました、学齢期における統合失調症についての現状を中ほどに溶け込ませたものと、施策につきましては後段に追加させていただきました。これですっきりしたのではないかと考えております。説明が長くなりましたが、そのようなことで修正をさせていただきました。

精神保健福祉室からは以上でございます。

(事務局：大倉)

説明を続けさせていただきます。

今、資料3の10番のお話でしたので、資料3の11番。こちらはリハビリテーションという言葉の使い方について、前回、ご意見を頂戴したところです。資料2のページで行きますと、29ページになります。こちらは改めて見直しをさせていただいて、関係課と協議をしまして、基本的には、広義の意味でリハビリテーションという言葉を使うことにして、前回も、脚注や用語解説するべきだというご意見がありましたので、脚注という方法もあろうかと思うのです。

が、言葉の解説はリハビリテーションという言葉だけではないと思いますので、用語解説は前回同様、巻末に付け加える形で説明を加えたいと思っております。

続きまして、資料3の12番。資料2の29ページ、今のところ。歯科健診の重要性ということでご意見を頂戴して、改めて手直しをして、健診というフレーズが入った形で修正をさせていただきます。

それから、資料3の13番になります。30ページの(3)は、現状と課題と施策の方向性の置き場所が逆になっているような段落がありましたので、そこを訂正した形にしております。

それから、資料3の14番と15番、こちらは33ページになります。雇用促進と一般就労の支援という部分で、前回、社会的雇用という言葉の解説をという意見がありましたので、33ページの半分より少し上ですが、主な事業の少し上のところに、一般就労と福祉的就労の中間的な就労の場としての「社会的雇用」をはじめとした先進的取り組みというような表現をさせていただきます。あとは、ここの就労の部分の施策の方向性については、少し、「また」や「しかし」といったものが繰り返し使われておりましたので、そこを少し文章をつなげるなどして整理しております。

続きまして、資料3の16番については、前回頂いたスムーズな情報の受け渡しという部分でご意見を頂戴した部分で、具体的な計画の修正はしておりません。

それから、資料3の17番、啓発のところ、具体的な自閉症啓発デーなどというお話がございましたので、こちらは資料2の41ページにありますが、障がいと障がい者に対する理解の普及の施策の方向性の部分で、啓発活動、どのようなところかということの説明する部分で、毎年12月の障がい者週間や4月2日の自閉症啓発デーなど、機会を捉えてという言葉を追加で記しております。

資料3の18番、ピアカウンセリングという言葉の使い方についてご意見を頂戴いたしまして、こちらは資料2の45ページの事業の二つ目、障がい者相談員設置の事業の概要部分の表現を修正いたしましたところがございます。

障がい者計画についての主な修正は以上になります。

(島崎会長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局から、第2次新潟市障がい者計画の素案を、先回の委員の皆様から頂いたご意見をどのような形で盛り込んだかということと併せて説明をしていただきました。これについて、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。障がい者計画素案につきまして、頂きたいと思っております。

(角田委員)

少し細かいことなのですけれども、1 ページの啓発・広報活動の推進の中の施策の方向性の中に、4月2日の自閉症啓発デーを入れていただいたのですが、世界と入れていただきたいと思います。細かいことですが、よろしくお願いします。

(島崎会長)

大事なことでございますので、どのようなことでもと思います。

ほかにございませんでしょうか。

(柏委員)

10番についてですけれども、28ページのことですけれども、子どもたちの成長発達については何々に相談していますというように、いろいろ相談機関が明記されているので、精神に関しても、適切な医療につながりにくいのが現状ではなくて、見分けが難しいので、たとえば、こころの健康センターとか、具体的にそういうところに相談につながるような項目を入れていただけるといいのではないかと思います。今回の修正案の中でそういうものが出ていないので、ぜひ、考えていただきたいと思っております。というのは、家族の中で、なかなかどこにも引き取っていただけないので、子ども自身が自傷行為をすれば入院できるのではないかということで、命を落とすような事態が何件か私の耳にも入っております。そういうお母さん方が家族の相談のところに来て、初めてどういようにすればいいかと。皆さん、いろいろな経験の中から方向を見つけるということがあるので、せっきやくこころの健康センターがほかのところに出ていますので、精神に関しての早期発見についても、こころの健康センターとつながるよう持ってきていただけると、少し困ったときのつなぎというのですか、医療と教育などのつながりの部分でいい方向に行くのではないかと思います。なかなか具体的な提案の言葉がなくて申し訳ありません。

(島崎会長)

今の柏委員からのご意見について、いかがでしょうか。担当からお願いいたします。

(こころの健康センター精神保健福祉室長)

今のご意見を頂戴いたしました。28ページの修正前には、こころの健康センターをはじめいくつかの機関が載っております。現状と課題といたしまして、少し検討させていただきますが、ここに載せるのがいいのか、施策にこころの健康センター、それから区といった形で連携を強めていく。結果的には、28ページの修正前と似たような形に戻るのでありますが、それは技術的には大きな問題はないと思います。ただ、事務局としては、まず、現状が診断しにくいというところが問題なのかなと。では、そのためにどうしていくのかという現状を入れるよりも、これは私の個人的な意見なのですけれども、施策のほうでそのような形ができれば載せてみてはとも思うのですけれども、あくまでも個人的な見解なのですけれども、そのようなところで考えて

おります。そういうことで、少し検討させてください。

(島崎会長)

施策の方向性というところに入ると、具体的ないろいろな手当てができていくということにもつながる、現状を踏まえてということで、これは入れていただくということをお願いしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

(角田委員)

すみません、29 ページの保険、医療・医療・福祉の充実のところの現状と課題のところ、1歳半健診と3歳児健診は継続で実施、併せて、障がいの早期発見と相談支援に努めていますというところで終わっているのですが、今後、5歳児健診的なものが、例えば、教育の整備体制検討部会ですか、その中でこれからもまれていくと思うのですけれども、この中にそういった文言を加えることが可能なかどうかということが知りたいのと、早期の発見という言葉、例えば、気づきという言葉に直すというか、要は発見ではなくて、気づきのところからの積み上げというのがとても大事だということは発達障がいの検討委員のほうでずっと揉んできた言葉かと思っておりますので、その表現についても併せてご検討いただければと思います。

(島崎会長)

今、タイトルとして、障がいの予防と早期発見、早期対応と。早期発見、早期対応という言葉でずっとこの間、表現として使ってきているわけですが、早期発見、早期対応を説明するようなどいいますか、早期の気づきと早期の対応といったような表現にするのか、あるいは、現状と課題や施策の方向性のところで、早期の気づきが早い段階での対応につながって行ってしまうという表現で文章で説明的にするか、どちらかだと思いますけれども、同じ意味ですので、気づきということでもよろしいのかと思います。

この辺は、意味として同じであれば、また市として違うところでそういうことが適切な表現としてという検討がされているならば、反映させていくことも大事かと思っております。

(事務局：障がい福祉課長)

私から答えられるかあれですが、やはり、発見という言葉がおかしいのではないかとということで、発見していくものではなくて気づくものなのだという事は言われておりますので、そのような形でその部分は考えていきたいと思っております。

あと、5歳児健診については、確かに角田委員がおっしゃるように、今、発達障がい者支援体制整備検討委員会の療育部会のほうで、その健診のあり方、5歳児健診をするべきだとしたらどうかとか、そういう意見が出ているところで、現時点でやるということまでは固まっていなくて、事務局としても、例えば、ここですと、継続して実施、例えば、5歳児健診につい

でも検討していくとか、その内容を入れるとすれば、そういう形でしか入れられないという部分なのですが、入れるかどうかもう少し検討させていただかないとというか、そういう部分があるのです。今はそういう状況だと思います。

(角田委員)

ぜひ盛り込んでいただきたいです。5歳児健診のことも検討するという文言を加えていただきたいし、やはり、早期対応というよりは、早期に気づいて、そして支援につなげるのだというところをもう少し強く打ち出していきたい。現状はそこがなかなか気づきが促されないし、もし気づけてもそこが支援に結びついていないというのが現状なので、それを方向性としてはつなげるためと入っていますよね。今後はさらにそこにつながるような形で、よりもっと積極的な表現にさせていただけるとありがたいです。

(事務局：障がい福祉課長)

そうですね。発見と対応というのはちょっと。気づきと支援とか。あと、5歳児健診については、また保健所のほうに確認して最終的に決めさせていただいたうえでパブリックコメントにかかけたいと思います。

(島崎会長)

今、角田委員からのご提案で、保育、教育の連携ですとか、療育という視点からもつなげていくという、5歳児ですと就学のところにも直接また関わっていく時期ですので、現状と課題のところでもそれもあるということと、それに向けての対応を検討していくことが今後必要になるということを入れていただいたほうがいいとお聞きしていて思いました。よろしくお願いたします。

私から一つ、35ページなのですが、療育・教育の充実のところの(1)の現状と課題の3行目なのですが、障がいのある子どもや育てにくい子どもという、育てにくい子どもという表現なのですが、これは育てにくい、育てやすいという、虐待ですとかそういうことにつながったり、そのところによく出てきたりする言葉、例えば、育ちが気になる子どもとか、保育の場面ですと、最近では障がいについて現疾患が特定されない、診断されない、しかし、発達が少しどうなのだろうというのが、保育の現場などでは、発達段階において育ちが気になる子どもという言い方をしたりするのですが、障がいという表現を使うことに非常にデリケートな部分がありますので、そういうことも含めて、気になる子どもがという表現があるのですが、育てにくい子どもという、少し断定的な言い方は、どのような状況なのかと、しみじみ細かく読んでいくとあれなので、この辺は障がいのある子どもや育ちが気になる子どもですとか、発達が気になる子どもとか、そういう表現にさせていただいたほうがいいのではないかと思います。非常にデリケートな、微妙な部分なのです。育てにくいと言いますと、育てやすい

というものが逆に来るので、では何なのだというのが、今、よく保育の現場とか、あと、児童虐待の問題でも、子育て支援の現場で言われていることですので、お願いしたいと思います。

(事務局：障がい福祉課長)

確かにおっしゃるとおりだと思っております。私も正直言うと、ん？ と思ったのですが、適切な言葉がなかなか見つからなかったのですが、確かにそうですね。育ちが気になる、発達が気になる、どちらがいいのでしょうか。

(島崎会長)

育ちというのも何かおかしい。発達が気になる、どちらがいいでしょうか。

(事務局)

いい表現があれば、ぜひ、それは見直したいと思います。

(島崎会長)

そうですね。育てにくいというのは少し使わないほうがいいかなと。

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

(松永委員)

障がい相談員制度のところで、文章的にはいいのですけれども、専門的相談員、それからピアカウンセリングというところで、当事者の方を相談員の中に加えてということになるのだと思うのですけれども、今、総合福祉会館でやっている部分と、ほかの区ではどうでしょうか。あまりいないのかと思いますけれども、当事者を入れる場合、どのような方というか、視覚、聴覚とか、みんな障がい別に考えておられるのか。それと、現在、各区に障がい者相談員が四、五名いるかと思うのですけれども、そういう方々を対象に考えておられるのか。というのは、自分も当事者、ピアカウンセリングをやっている中で、とても失礼な言い方になるかもしれないけれども、各区から出てきている方々、きちんとやる気のある人もいるし、はっきり言ってどうかという思いで選ばれてくる人たちもいるわけです。そう考えたときに、相談員として相談業務に入る場合、きちんと研修などをしなければ、もちろん、本人の勉強が一番大事なのですけれども、その辺、このピアカウンセラーを選ぶ場合、どのようなお考えなのか。あるいは、これからなのか、その辺、少しありましたらお聞かせ願いたいと思います。

(事務局：小林)

介護給付係の小林でございます。

今、ご指摘がございました、相談員のピアカウンセラーの件についてですが、まず、相談員につきましては、新しく相談員になれる方は、新任の研修を受けて着任されております。今のところ、ピアカウンセラーということで、相談員、今おっしゃった、区に配置しております

方々の中で、ピアカウンセラーについては、肢体不自由と知的障がい者の保護者の方をピアカウンセラーとして配置しているところはございます。ピアカウンセリングについては、数を増やしていこうということも考えておりますけれども、もう一つは、精神にかかるピアカウンセリングの必要性についても、必要であればどのように実施していくかというのは検討しているところなのですが、いずれにいたしましても、ピアカウンセリングにつきましては増やしていこうということで考えているところでございます。

(松永委員)

どういう障がいの方を選ばれるか、親の方、あるいは身体や精神の方々、それはそれでいいのですけれども、私も立場というか、視覚障がい者の立場でいうと、そういう当事者の部分は、私は総合福祉会館で関わっていますけれども、各区にまでお考えになっていないのか。視覚障がい者の立場でいうと、聴覚の方は今日おいででしょうか、聴覚障がい者の方も同じかと思うのですけれども、そこまで考えておられないのでしょうか。

(事務局：小林)

今のところ、個別の障がいについてはまでは考えておりませんでした。

(島崎会長)

そうすると、今後はどうかという話ですね。

(事務局：小林)

今後につきましては、これまでのピアカウンセラーの養成については協議してきましたので、考えていきたいと思えます。

(松永委員)

よろしく願いいたします。

(島崎会長)

そうしますと、ピアカウンセラーの養成のところで、いろいろな障がいの方々に対応できるピアカウンセラーの養成を具体的にはやっていくということにしていけないと、なかなか難しい問題がありますよね。相談員でカバーするのか、相談員をもう少しピアカウンセラー的な養成事業できちんとやっていただくという形で進めていただくかという辺りの、要検討だと思うのですけれども。

(事務局：小林)

ピアカウンセラーという方が、おっしゃった、すべての障がいをその方が聞き取るということとは難しいと思うのです。障がい種別に応じてどれくらいの人数のピアカウンセラーが配置できるかを検討していく必要があると思っております。なるべく多く増やして、区にも配置していければとは考えております。

(事務局：大倉)

この件、要は相談支援の充実に関わる部分だと思いますので、その辺りは、相談支援の事業者との連絡会もございます。松永委員がおっしゃりたいのは、要はそういう充実があればいいというご意見だと思いますので、今申し上げた連絡会などで検討していくことになろうかと思っています。

(松永委員)

要するに、いろいろな障がい者がおられるわけですけれども、当事者の立場で言うと、やはり、我々のような部分も、ピアカウンセラーでなくても、相談員として、各区からもいるわけですので、そういうところに連絡して、相談の充実が図れば基本的にはいいわけです。というのは、自分は相談していて、いろいろなことで相談員の方々が相談するところがあるので、当事者の立場で見ていると、本当の当事者が相談に来た当事者に対して、同じ障がいのある者がきちんと対応できているかというのが、最近、感じていますので、法律や福祉の制度に関してはそれぞれいろいろな専門の方がお話しできるのでしょうけれども、私たちから見ると、今現在、どのようなものが、視覚障がい者でどういう便利なものができたとか、当事者が分かる最新の状況を伝えて行くには、やはり本当に当事者が関わっていったほうがいいと思っていますので、そういう意味で、全体の制度やシステムはどうであろうと、その辺のところまで伝わっていくようなことを考えていただきたいと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございました。

柏委員、どうぞ。

(柏委員)

ピアカウンセリングについて、精神のほうも考えていらっしゃるということを少し耳にしたのですが、精神の場合ですと、今、当事者組織があるのは、たぶん、ふらっとの中とにいがた温もりの会の中の女性だけのブーケの会を10年近くにわたって当事者の、それから、家族については、地域家族会などもそうかと思いますが、ピアファミリーという、全く家族だけの当事者組織があるのですけれども、生まれてくる当事者のカウンセリングのようなものができる基盤のところを見ますと、集う場所の設置と、それから、各区ごとに精神保健福祉士の方を設置していただくと、そこに相談することから始まって、家族同士、あるいは当事者同士、あそこに行けば相談できるよというような集まる場所で自分たちの組織が作れるということも、一つの道筋ではないかという感じがします。それから、がんとかそういう病気に関しても、看護師や医師では治せない部分を、患者同士集うことで積極的に自分が病とつきあって生活していくという姿勢が出てくるということも、がんセンターなどでもやっておられますけれども、そ

ういう点で、働きかけるものというか、そういうものを作ることで生まれてくるのではないかという感じがします。その辺、各区ごとに精神保健福祉士の方がいらっしゃるということも一つ。

ふらっとの話を聞いても、三障がいと一緒になくても、ほかの相談センターに行っても、精神に関してはふらっとに回されるということがあったりしているので、各区ごとにそこでできるといことになればいいかなと常々思っておりますので、よろしく願いいたします。

(島崎会長)

ありがとうございます。当事者の様々な集まる場ですとか活動していらっしゃるところがネットワークを作る、そこと様々な相談の方々がつながり合って支え合うというような場面が、各8区のところできちんと整っていけばいいのかなというのが柏委員のご意見だと思いますので、ぜひ、相談体制の充実のところ、市でも取り組んでいただければと思っております。

障がい者基本計画について、ほかにございませんでしょうか。

山賀会長、お願いいたします。

(山賀会長)

少し確認ですが、27ページの権利擁護の推進の関係についてです。障がい者の虐待防止法ということで、来年施行されるということ踏まえての記載かと思いますが、障がい者地域自立支援協議会の関わりについて、ここでは特に記載されていないのですけれども、国では、障がい者地域自立支援協議会との連携ということも視野に入れた法律の運用が示されているのかいのかということで、もし、それについて、国のほうも障がい者地域自立支援協議会との連携が大事なのだということであれば、施策の方向性の中で、何か障がい者地域自立支援協議会の今後の一つの役割として、そういうものをあらかじめ示しておいたほうが有効なのかなということを感じたので、確認をして、あとはまた市のほうでご検討いただければと思っております。ところが、いかがでしょうか。

(島崎会長)

大事なところですので、事務局からお願いいたします。

(事務局：大倉)

この段階では、はっきりと、例えば、対応マニュアルのようなものがまだ示されていない段階でございまして、虐待防止の事業には取り組まなければならないということに記載させていただいたところです。確かに、障がい者地域自立支援協議会は虐待防止の部分では日々の相談支援との関係で、欠かせないところがありますので、障がい者地域自立支援協議会との連携というのは逆に言うまでもないことなのかなという形では受け止めておりますけれども。

(島崎会長)

今、山賀会長のご発言をせっかくいただいたところでありますし、障がい者地域自立支援協議会の中に権利擁護部会が早くにできて、そこで活動している部分がありますし、それが今後のこういう虐待防止センターについて、やはり関わっていく部分といたしますか、あると思いますので、これは先見的にということで、連携を取りながらというようなことは入れてもいいのではないかと私は思いますけれども、間違いなくそうなるという状況だと思いますので、山賀会長、それはそのほうがよろしいのではないかと思います、ご提案として。

(山賀会長)

それから、先ほど大倉さんから発言があったように、明確なものがあるのかなのか、再度確認をしていただきながら、どうしても障がい者地域自立支援協議会というのは、非常に私が実際にやってみて感じるのは、後付け的にどんどん機能が広がってきているのです。最初はこういう機能を持つはずだったのかなと思うことが、国的には障がい者地域自立支援協議会をもっともっと活用しなさいというスタンスになってきています。そうすると、それはスタート地点は何だったのかということについていつも考えるときに、やはり、その辺、今後将来的にはこれも障がい者地域自立支援協議会の担う機能なのではないかということが確実に見込まれるのであれば、そういうものも視野に入れた動きをこれから考えていかなければいけないのではないかと感じているのです。

(事務局：大倉)

障がい者地域自立支援協議会の連携については、国が求めている防止対策事業の中で、自治体の中の関係機関による連携の組織を作りなさいということがあって、そこで障がい者地域自立支援協議会を活用するなどしてというようなフレーズはあるのです。ただ、現実に新潟市などに置き換えると、すでに障がい者地域自立支援協議会はあって、具体的な虐待防止を中心にそればかりやっている部会はないと思いますけれども、関連するところで権利擁護部会があり、相談支援の連絡会議があるということで、当然、無関係ではないとは思いますが、ここに障がい者地域自立支援協議会の連携ということを書いても全くかまわないと思うのですが、関連する部分について、障がい者地域自立支援協議会の連携やその辺りを書くことにするのであれば、障がい者計画全体の中でもそういうフレーズを盛り込むところが多々出てくるのではないかとこのところもあります。入れることについては全然間違いではないし、いいと思うのです。その辺は、逆に全体とのバランスというか、障がい者施策も進めていくうえで障がい者地域自立支援協議会と一緒にやっていくのですということを計画の推進の部分で言っているわけなので、あえてそこだけ特出しするのはどうなのかなという意味です。

(山賀会長)

そういうものが前提になっている記載ですと、そういう含みを前提として持っていますとい

うことであれば、それはそれでかまわないと思っていますけれども、先ほどのお話で、全体のバランスの中で全部くっつけていくと全体が整っていかないというか、逆にぼやけてしまうということもあるかもしれませんので、その辺の作業についてはお任せしたいと思いますが、一応、そういうことで、事務局のほうでもそれは前提としての理解をお願いしますということで、私は承知しておきます。ありがとうございました。

(島崎会長)

ありがとうございます。計画の推進に当たってのところで、障がい者地域自立支援協議会とのところがありますので、そのところ、今の山賀会長の意を酌んで表現的に強調するかという部分もあろうかと思っておりますけれども、ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

(塚野委員)

特別修正を求めるような意見ではありません。

六つほどあるのですけれども、最初に、11 ページに精神障がい者のグラフが載っておりますけれども、新潟市は精神障がい者は何人ですかと聞かれた場合、この手帳を持っている人のことを言うのか、医療を受けている人のことを言うのか、どちらなのかと思っておりますので、これを教えてください。

それから、21 ページに、こういう初歩的なことを知らないのですけれども、ケアホームとグループホームの違い、どう違うのでしょうか。それから、これは全体を見ると、どうもこの二つのホームは、地域政策ととらえて書いてある場合と施設入所と受け取れるような書き方の場合と2種類あるような気がするのだけれども、新潟市の場合、この二つのホームはどちらにとらえているのかということをお願いしたいと思います。

それから三つ目に、23 ページの真ん中に、退院促進に向けて地域で支えるコーディネーターの役割が非常に重要だと書いてあるのですけれども、退院促進というのはコーディネーターの問題ではなくて、地域移行する対象者が分からないことと、地域の受け皿と支援体制の問題であって、コーディネーターの役割というような問題ではないと思います。

それから、四つ目に、25 ページの真ん中に、スペシャルオリンピックスへの活動支援をするとして書いてあるのですけれども、例えば、パラリンピックだとかデフリンピックだとかそういうものもあるのだけれども、なぜスペシャルオリンピックスだけ抜き書きしてあるのか。新潟市にこういうグループがあるのは知っておりますけれども、この辺は抜き書きしないで、障がい者スポーツに参加する人たちへの支援をしていきますということだけでいいのではないかと思います。

それから、五つ目に、29 ページなのですけれども、学齢期の統合失調症について、教育機関

を中心に関係機関と連携し、効果的な対応について検討しますと書いてあるのですが、検討するのはいいのですが、発達障がいと精神障がいは若干違うのではないかと思いますので、やるのであれば、ぜひ、慎重に検討していただきたいということです。

それから、最後に、33ページの主な事業の上のところ、新潟市が障がい者を雇用している企業からの製品等を市が率先して活用することを検討するとしているのですが、これは実際にやっているのであって、検討しなくてもいいのではないかと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。今の6点につきまして、委員の皆様が関わっていらっしゃる場所とありますとか、例えば、ケアホーム、グループホームについて、実際の事業所でされている方もいらっしゃいます。事務局からのご説明も含めて、それぞれ、例えば、スペシャルオリンピックスは岩崎委員がまさに事務局をやっているという部分もありますが、それぞれ、関係されている委員の皆様、あるいは事務局のほうで、このようにして、あるいはこういう理解だということで、今の塚野委員のご質問、ご提案に少し対応していただければと思います。

(こころの健康センター精神保健福祉室長)

ご質問を多くいただいたので、抜けているところがあったらまたあとでご指摘いただければと思います。

はじめに、12ページの精神障がい者保健福祉手帳と精神通院医療というところで、定義はそもそもなんなのだというお尋ねだったかと思います。精神障がいの定義を厳格に言いますと、精神保健福祉法上、精神疾患がある人を精神障がいという規定されております。ですから、広義という表現をさせていただきますと、手帳所持者と医療受給者が精神障がい者と私ども事務局では認識しております。ただ、根拠は何なのだと問われたときに、説明する都合上、手帳所持者、それから医療の受給者と分けて紹介したほうが非常に分かりやすいということから、こういった構成にしているということでございます。

次に、23ページの退院促進で、地域で支えるコーディネーターの役割、これはあまり意味がない、表現があれですが、現状では対象者が分からない、地域の受け皿がないというようなご指摘なのですが、そもそも、退院促進という事業が、今では地域移行定着支援事業というように名称が変わっておりますが、対象者が分からなくなるというのは広い意味では事実かも知れません。それで、今必要とされるのは、精神障がい者が長期にわたって病院生活で萎えてしまっている、生きるというのは少し大げさかもしれませんが、地域に移行する意欲が失われてしまっているといった人たちの力をどうやって目覚めさせていくかということになりますと、地域コーディネーターという意味は、まず、入院をしている患者さんで退院可能な方は病院のほうで調査をしてもらってリストアップさせていただきます。そこに病院で入院しているところ

から支援に入ります。そこから地域へ移行して生活支援もやり、そこでは今度はネットワークでいろいろやっていく。そういった意味の一つのマネージャーと言いますでしょうか、一貫した支援といった意味で、そういう人はきわめて重要なのだということをごさいます、私もそのように認識しております。今、新潟市では、ふらっと、それからおれんじぼーとさんをお願いしておりますが、来年からは個別給付化という国の動きがありますけれども、それでもやはりコーディネーターは置いてほしいという現場からの声もごさいます。ということで、退院促進コーディネーターの役割というのは、そういう重要な位置づけがされているということになります。

次に、28 ページでしょうか、もし聞き違いがあったらご指摘いただきたいのですけれども、28 ページの障がいの予防と発見、先ほど気づきと支援に変わったのですけれども、この項目の施策の方向の最後でしょうか、検討しますというところでしたでしょうか。

(塚野委員)

検討していただくのはいいのですが、ぜひこれは慎重にやっていただきたいと。先ほども言ったように、発達障がいと精神障がいは若干違うのではないかと思ったからです。

(こころの健康センター精神保健福祉室長)

おっしゃること、承知いたしました。

広い意味では、発達障がいは精神障がいの一つにくくられております。例えば、統合失調症と鬱病は同じ精神障がいですが、機能的には全く違った病気と位置づけられておりますし、そういうものをトータルして精神障がいと言っているわけなのですが、そういう意味では発達障がいも精神も一緒なのですが、おっしゃるとおり、対応方法も違ってまいりますので、その辺は先ほど柏委員からもご指摘がございましたので、十分検討して記載をさせていただけたらと思っております。

精神のほうは以上の3点だったかと思いますが、よろしいでしょうか。

(塚野委員)

ありがとうございました。

(こころの健康センター精神保健福祉室長)

ありがとうございました。

(島崎会長)

ありがとうございます。グループホーム、ケアホームについては、現計画のところでは用語的には書いてありますけれども、読んで中で分かりにくいということがあれば、市民の手元に届ける意向があるので、その辺は大丈夫かと思いますが、野村委員や岩崎委員のほうで、あれですか。

では、担当からご説明いただければと思います。

(事務局：小林)

グループホームとケアホームについてご説明いたします。計画に書いてございます用語のところを読んでいただくと、まず、違いが分かりますが、グループホームは、いわゆる世話人の方から日常生活の支援を受けながら共同生活を行っていくというところですか。ケアホーム、文章で言いますと、重度の障がい者に対してというところがケアホームには追加されてまいります。重度の障がい者ということについては、障がい程度区分認定において認定3以上、3、4、5、6という認定を受けた方が重度となって、区分認定が出ない方や1や2の方はグループホームでという対応が基準になっております。

(島崎会長)

関係者の方もよろしゅうございますか。

用語のところでは区分認定までは入れていなかったり、職員配置が少し変わってきたりとか、少しずつ違うところがあったりしますけれども、この辺は実際に計画のところを読んでいただいて、その辺の分かりにくさがあるとすれば、もう少し書き込んだほうがいいということだと思いますが、塚野委員。

(塚野委員)

それで、地域生活と受け取れるのか施設入所と受け取れるのかです。

(事務局：大倉)

それは地域生活という中のサービスと位置づけております。ただし、新潟市の場合は、待機者が多いとか入所者を望む声が多いという部分で、何というのでしょうか、そこで誤解される部分だと思うのですが、要は、代わりのような印象で取れる場合もあって誤解されるのかなとは思いますが、位置づけとしたら、地域生活の中のサービスだということです。

(島崎会長)

いろいろなところでできていますのであれですけれども、さらに地域生活をというところの表現を必ず入れて、施設においても地域生活ですので、入所施設であっても居宅生活の支援のところでありましても、地域でという意味では同じわけですけれども、入所施設ではなくという、もしあれでしたら、用語のところもう少し詳しい説明を入れてもいいかもしれないということと、岩崎委員、何かサジェスションがありましたら。

(岩崎委員)

これも変わるので。今の法律の中でこう言っているだけですから、いいのではないのでしょうか。日本語の字を見ると、多分、分かると思います。要するに、共同生活と介護生活の違いだと思います。そういう意味で、先ほどお話しのように、要するに障がい程度区分が重い方はケ

アホーム、要するにケアを伴ったホームだと思っていただければいいと思いますし、グループホームというのはどちらかというと軽い方ということで、そういう方がグループになって一緒に住んで生活をするという意味でとらえたほうが分かりやすいかと思います。

それから、地域生活という話が出ていますが、要するに、国の考えとしましては、入所支援ではなくて、地域生活をさせる、要するに一般の暮らしをさせなさいというのが、脱施設から始まってそういうものがあつたのでしょうかけれども、ところが、そうではないということが、未だかつて新潟市はそうではないということだと思っています。力を入れてすみません。

(島崎会長)

ありがとうございました。

(塚野委員)

何回もすみませんけれども、現物を見て、生活を見て、これが地域なのだろうかという印象を受けるのです。例えば、老人のものは、グループホームだとか、日本だと国認可になっているのですか、障がい者の方は何人か分からないけれども、どうも外国のほうでは多くて数人なのです。そういう意味で、私が見た限り、施設の小規模化ではないかという印象を受けたので、今まで、長々と意見を言いました。

(島崎会長)

ありがとうございます。また次年度になりますと、見事な、全国区から来そうなケアホームが新潟市内にもできるということをお聞きしておりますので。

(野村委員)

私どもがケアホームを造ろうと、今、2棟造ろうとしています。新潟市の補助金をいただきまして、2棟を造ります。それには、4名です。4名以上はケアホームは無理だと思います。おっしゃったように、9人とか10人となりますと、人の配置もそうでしょうし、とても見切れないのです。一番いいのは、おっしゃったように、施設をもっと充実化させればいいのではないかもしれません。地域に出すのもいいし、ですから、その方が選べるような施設があれば一番いいと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。

あとは、スペシャルオリンピックスの辺りですけれども、事務局からお願いいたします。

(事務局：大倉)

この表現は現在の計画も入っております、少し推測めいた話で申し訳ないのですが、当時は今ほどスペシャルオリンピックスという名称が浸透しておらずに、それを新しいというか、

いろいろなものがありますよという紹介の一つとして登場させたのではないかと解釈しております。では、今となってはどうなのかという、それ以降はそれなりに承知している方も多いとは思いますが、そこは考えてもいいたいかなと思います。残していた理由については、現在の計画を、逆に消すという理由もそれほどないというところで、表記を継続しているということでもあります。見直しをしてということであれば、それはそれでよろしいかと思えます。

(島崎会長)

スペシャルオリンピックのほかに、最近のところで加えて残して記載しておいたほうがいかと思います。

山賀会長、お願いいたします。

(山賀会長)

先ほどの塚野委員のご指摘に関連してなのですがすけれども、実は私も似たような印象を持ったくんだりがあって、このことを指摘されたのではないかと思うのが、23 ページの中段の施策の方向性のところの上から5行目でしょうか、施設入所待機者がなくなるのあとに、グループホーム、ケアホームの一層の整備を努めるとともにという、ここが引っかかったのではないかと。私も実はこれが少し頭に残っていたのです。施設入所者の待機者がなくなるようグループホーム、ケアホームの一層の整備なのか、それが地域移行なのか、何か少し視点がぼやけてしまいそうな誤解を与えてしまうのかなというのは少し感じました。

(島崎会長)

長くなって恐縮ですけれども、今、山賀会長がご指摘の部分ですけれども、その上の2行からつながると一番いいのです、本当のことを言えば。地域生活への移行を促進します。そのため、グループホーム、ケアホームの一層の整備に努めるとともにというようなことで、頭に施設入居待機者がなくなるようにというものが来るので、少し違和感があるかなという。これは実際の話なのですけれども、頭というよりは、その前の2行のところに続けて、それとともに待機者の解消に向けたという形にしたほうがいいのかなと思いますが、この辺、野村委員、よろしゅうございますか。意味としては変わらないかと思えますので、地域移行をということがまずありますので、大事な意義、目的だと思えますので、そのように整理して修正して思えます。

かなりご意見をいただきましたが、今頂いたご意見を踏まえて、加筆修正、整備をして、現計画のように資料編のところに主な用語解説をつけて計画案とするということでもあります。それで、ここの用語のところにも、新たに入ったものがあれば、例えば、障がい者の権利条約ですとか、使われている総合福祉法（仮称）ですとか、それが出たら見直しをするという書き方もしてありますので、それはどういうものかということも、平成25年辺りになるのは今から注

積をつけておいたほうがいいかなと思いますし、今の用語解説で少し意味が変わってきた、例えば、ひしのみ園などがありますけれども、これは知的障害児通園施設という名称ではなくなるわけですので、変わっていく法律に合わせた事業名や説明等に変えていただくということで、きっちりそれぞれ見直しをしていかなければならないとは思いますが。できるだけ最新の、あるいは今後の動向も含めた用語解説という形での資料編にしておくことが必要かと思っておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思ひますし、それぞれの立場、専門分野の委員の皆様で、用語のところでお気づきの点がありましたら、ここはこのように書いたほうがいいとか、あるいは、これも用語の中に入れていったほうがいいというものがありましたら、事務局にお知らせいただくということでお願ひしたいと思ひます。

特に、委員の皆様、事務局のほうで特にありませんでしたら、第2次新潟市障がい者計画素案については、加筆修正等をした後にパブリックコメントに上げるということで確認させていただくことでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

(事務局：小林)

すみません、訂正を。

(島崎会長)

お願ひいたします。

(事務局：小林)

訂正を1点させてください。先ほど、私、ケアホームの区分認定を3からと申し上げましたが、2以上になっております。よろしくお願ひいたします。

(荻荘委員)

先ほどの塚野委員のご意見、もつともで、私も少し気になっていたのですけれども、私は20年くらい日本障害者スポーツ協会の理事をやっております、いつも障がい者スポーツ指導者の養成を20年くらいやっております。障がい者スポーツとスペシャルオリンピックスというのは少し意味合いが違うのです。塚野委員もご存じのように、スペシャルオリンピックスというのは、元々ケネディ大統領のご兄弟が知的障がい、それで家庭で始めた地域の模範的なものからいろいろな障がいを含めたものを入れておりますので、この文章としては、先ほどから考えていたのですけれども、障がい者スポーツによる機能回復や体力維持を、25ページですけれども、体力維持を図るため、障がい者スポーツ指導者を養成する、これもどうかと思うのですけれども、障がい者スポーツ指導者を養成するとともに、スペシャルオリンピックス活動を含めた各障がい別スポーツ活動、障がい別に、臓器移植もありますし、それこそ塚野委員が言われたデフリンピックもありますし、身体障害者手帳には内臓臓器、エイズもありますし、そ

ういう各障がい別のスポーツ大会、活動がありますので、この文章としては、スペシャルオリンピックス活動を含め各障がい別スポーツ活動への支援とか、そう言えばこの辺になりますけれども、よろしいですか。

(塚野委員)

賛成です。

(島崎会長)

ありがとうございます。適切なお助言を頂きまして、ありがとうございます。事務局、今の荻荘委員からの文言、書き取っていただけましたでしょうか。そういうことで、よろしゅうございましょうか。特に、「を含めた」ということでよろしゅうございましょうか。

(塚野委員)

これはスペシャルオリンピックスという言葉の啓発したいという意欲も、この4年前にはあったと思うのです。そのころ出た言葉ですから。皆さんに知ってもらうためには、残しておいたほうがいいと思います。

(島崎会長)

特に、今のスペシャルオリンピックスと同じようなあれで上げたほうがいいというものは特にございせんか。「を含めた」でよろしいですか。

(塚野委員)

はい。含めた活動、含めた各障がい別スポーツ大会を支援しようと。

(島崎会長)

各障がい別スポーツ大会。

(塚野委員)

そういう言い方をしますよね。

(島崎会長)

ありがとうございます。

それでは、障がい者計画素案についてはご承認いただいたということで、先がまだありますので、休みを入れたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。3時5分くらいまで、10分ほどですが休みを入れて、そして、次の福祉計画の素案を見ていきたいと思いますが、休憩ということでお願いいたします。

(休憩)

(島崎会長)

おそろいでございましたら、後半で再開させていただきたいと思います。それでは、議事の二つ目でございますが、第3期新潟市障がい福祉計画素案について、事務局からご説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局：大倉)

それでは、再び資料2と3をご覧くださいと思います。資料2の後半が福祉計画になっております。ページはまた1ページからになります。途中で色紙を挟んでおりますので、その後半をご覧ください。また、資料3は4ページ、5ページが福祉計画についての修正になりますので、そちらを合わせてご覧くださいと思います。

まず、資料3の1番、福祉計画のほうです。グループホーム、ケアホームを増やす数値、かなり厳しいのではないかというご意見を前回頂戴いたしまして、目標としてはそのまま上げたいという話をさせていただいたところです。今回、計画の反映につきましては、この資料3の福祉計画の16ページに、この目標、その前に数値目標を記載しておりまして、数値目標を達成するための対応ということで、こういう対応をしていくということをいろいろ書いてあります。そこで、障がい者計画にも記載しておりました、検討委員会での検討ということを改めて記載させていただきました。

続きまして、2番のサービス見込み量は、21ページの計画相談支援の数値です。お配りしてあるのは、平成24、25、26年度それぞれ、計画相談支援が197、392、589という数字が入っておりますが、前は107、213、320だったものです。表現が、その数字のベースの考え方が分かりづらいというお話と、実態に合った数字なのかというご意見を頂戴しまして、表記は人(月)ということではっきりさせましたし、見込み量についても、改めて実施回数等を検討いたしまして、今、資料に提示しているような記載の方向に改めるところです。

それで、資料3の3番、4番については、資料1の遁所委員からいただいた意見の部分に関係しますので、こちらは後ほど見させていただきまして、資料3の5番、数値目標の部分で、前回の書き方から少し変更させていただきました。それは何かといいますと、実績の状況をその年のものだけしか載せていなかったのですけれども、過去の推移を表したほうが、1期、2期、今回、3期計画という部分で分かりやすいだろうということで、平成20、21、22年の段階的な状況の実績として、今回は記させていただきました。それと、それぞれの対応という部分については、それぞれの数値目標に前回まで併せて記載してあったのですが、地域生活への移行に対する対応という部分で一つ、それから就労移行に関しての対応という部分で一つ、このような形で16ページに記載するような形を取ったところです。

なお、資料3の3番、4番、こちら、資料1と関係する部分についての考え方につきましては、担当の係よりご説明いたします。

(事務局：小林)

それでは、遁所委員から照会がありました、3番と4番について、介護給付係から説明させていただきます。

まず、遁所委員からは、前回のサービス利用計画の人数についての確認等がありまして、新潟市としては、約4,000人の規模に対して3年間でサービス利用計画を作成していきますという、段階を追ってというお話をしました。3番のところに記載されております、遁所委員から、実際に計画を策定する人数、事業所の相談支援専門員が何人か必要でしょうと。遁所委員は、少なくとも一人から3人の職員配置が必要ではないでしょうかというご指摘がございました。計画への反映方針でございますけれども、計画を作成していくうえで、画一的な計画を作る機関、画一的な機関ではなく、入所者もしくは新規の対象者は細かく、毎月とか何か月に1回とか。逆に、サービスが安定している季節の利用者については、年1回ですという、一定の国の標準の形が示されてきているところでもあります。それに則しまして計画を策定していくうえで、入所や通所している施設の方々についてもサービス利用計画を策定していけるかどうかを意向調査したり、現在の相談支援専門員だけでは間に合わないところも想定されるので、意向調査したり、さらに専門員が増えていく推移も見ながら、障がい者地域自立支援協議会の相談支援連絡会というところがございまして、この12月からこの計画を造っていくうえでどういう方法があるかということを検討し始めておりまして、質問のとおり、行程表の策定をめざして検討に入ったところでございます。

次に、4番について説明いたします。障がい児のサービスが児童福祉法に移行することになり、一方、移動支援や行動援護については障がい者のサービスとしてとどまることから、窓口を一本化する必要があると感じます。それについて、福祉計画に盛り込まれていますでしょうかという質問だと思います。現在、新潟市で行っている窓口体制におきましては、移動支援、行動援護等、窓口が一つに集約されております。それとともに、この児童福祉法の改正において、窓口が、今のところは障がい児と障がい者については一本化されておりますし、この改正による影響は新潟市にはないと考えております。つまり、児童相談所でやっている業務と区役所でやっている業務があつて、それをどちらかに一本化するかというのは、ほかの市町村もしくは政令指定都市でも、今、議論になっているところですが、今ある窓口のサービスの状態は維持します。これを後退させることではないと考えております。遁所委員に直接伺ったところ、やはり、この改正において窓口が変わるといふところがあつたために、そういうことが新潟市として可能性があるかということでしたので、今の窓口のサービスの体制は変わりません。さらにどのようによくしていくかというところは検討していきたいと思っております。

(事務局：大倉)

障がい福祉計画の前回からの変更点ということで、資料3の1から5番について説明させていただきました。あとは、全体の障がい者計画同様、誤字脱字等を直した部分がございますが、それは省略させていただきます。

(島崎会長)

ありがとうございました。

第3期新潟市障がい福祉計画素案について、資料2と3でご説明いただきました。関係の、遁所委員は今日は欠席ということで、文書提出ということで、それについては担当からご説明いただきました。野村委員をはじめ、いかがでしょうか。

(野村委員)

ようやく検討会を開くということは評価したいと思っています。ちなみにお聞きいたしますけれども、来年度、もう平成24年度が始まるわけです。この辺で、新規の方のケアホームを1年間で50人分を造ることになっていますが、具体的に来年度は何人分出ているのでしょうか。多分、ほとんどないのではないのでしょうか。

(事務局：大倉)

事前に法人に意向調査をしたところ、2法人から希望が出ております。定員を合わせて、整備に関する要望の部分では10名程度だったと思います。

(野村委員)

ですよね。50人というのはほど遠い数字ですよね。

(事務局：大倉)

50というのは、整備を、施設を一から造って50ということではないと考えています。あと、既存のものを使っているところにもう少し促したいと思いますし、10で終わりとは考えておりません。

(野村委員)

分かりますけれども、来年度の、要するに、50人分の定員を造ろうとしているわけですね。新しいものでなくてもかもしれませんけれども、実際に、今、お話し10人そこそこだと思いますが、多分、2年後もそのような感じはしているわけでしょうけれども、そのところなのです。最終的に、私が当初からお話ししているように、そう簡単ではないということは、どこもがなかなか造れない状況にあるということなのです。そのことが、検討会を開いて、なぜできないか等も含めて、なぜケアホームが進まないのかということも含めて、ぜひ、やっていただければありがたいと思います。そういう意味では、今、ざっと聞いたところ、来年1年間で50というのは簡単ではないなということが、すでに1年目から分かっておりますので、そのことも私からお話をさせていただきました。ということは、難しいよということです。

(島崎会長)

よろしゅうございましょうか。数字目標を達成するための対応ということで、具体的に福祉計画の素案のところにも記載されているわけで、そこのところを、野村委員のご意見もいただきましたが、具体的に市がどういう形で取り組んでいくかということだと思imasので、事業所等への働き方でありませとか、地域への理解をとということも計画にも記載されておますし、また、数値目標を達成するための対応ということでもありますし、国の動き等と合わせながら、市独自にもまた取り組んでいくべきところかと思imasので、その辺は市のほうで、そこも含めて数値目標を上げたということで、ここは特に変更するということなく、これで行きたいということございませ。よろしいということだ。これについて、特にございませんしょうか。

検討委員会が設置されるということもありますので、待機者解消と併せて、では、ケアホームもグループホームもどういう形で造っていくのかということも当然協議していくことになると思imasので、そこもまたいい方向に向けていければと思imas。

山賀会長、いかがですか。障がい者地域自立支援協議会に出ている具体的なニーズに答えられるかどうかという部分も含めて、今日、この素案でパブリックコメントを取るとことになりませけれども、何かご意見がございませたらお願いしたいと思imas。

(山賀会長)

先般申し上げたように、やはり、実際にこれを担うのは事業所、法人だったりするわけだので、ぜひ、その辺の、そこに持って行くための具体的な手立てを一緒に考えていくということ積極的に進めないと難しいのかなと。ただどこかがやってくださいという形だけでは、なかなかエンジンがかからないのではないかと思imas。

それで、やはり、障がい者地域自立支援協議会の中でも、とにかく、先ほど言ったように入所の問題と住まいの問題というものを分けて考えなければならぬということ言imas。どうしても、先ほど、グループホーム、ケアホームというのは入所施設なのか、地域での住まいの問題なのか、どうもうまく線引きが私たちの中でもできていなくて、親御さんにとっても、場合によっては入所施設がなければグループホームあるいはケアホームがあればいいみたいな発想になったりするのですけれども、施設を運営する側からすると、全く違う性質のものだと思imas。ただ、親御さんにすれば、夜の問題をどうするのかということが共通なのかなと思imasので、いずれにしても、そこところは混乱しがちな話なのですが、先ほどの下りでも話ませましたが、入所施設の待機者を減らすこととグループホーム、ケアホームを増やすことというのは全く別の話なのだということ私たちは考えていかなければならぬのかなと。障がい者地域自立支援協議会でも、そういうような考え方を別々に分けて考えていませよう

とは言っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。大事なところを話していただいたと思います。

ほかに、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(岩崎委員)

質問とかではないのですが、福祉施設から一般就労などへの就労をうたっているのですけれども、学校機関との連携、今やっている、働く体験会などが実際にありますよね。あれが今度は教育機関のほうになるのかどうか分からないのですが、福祉のほうでも、行政と三位一体というか、一緒になって取り組んでいる、実際にそういう事業があるわけですよね。そういうものも福祉サイドからの計画としてここに、どこかに出てきてもいいのかなと思ったのです。我々もけっこう力を入れて協力しているつもりなのですが、この辺はここでは出てこないのですか。

(島崎会長)

いかがでしょうか。具体的に、もし、このようにということがあったら岩崎委員からおっしゃっていただいてもいいかと思えますけれども。

(岩崎委員)

それについては、実際に、今、現実にやっているのですが、当初は手弁当でずっとやってきたものが、新潟市が関わってくださるようになって、ある程度予算化もされているわけですし、この都市計画の中で行政ないし我々施設なども一緒に取り組んでいる事実はあるということがこの中で、どこかに出てきてもいいのかなと少し思ったものですから。

(事務局：大倉)

すみません、事務局です。

今のお話は、対象となる計画の場所で言うと、福祉計画の福祉施設からという部分ではなくて、学校からという部分であれば、障がい者の雇用という、障がい者計画の中の障がい者の雇用の部分の取り組みという辺りにその辺の記載がどうかということになりましょうか。

(島崎会長)

福祉計画だと16ページ辺りですか。福祉施設から一般の就労になるという、就労移行に対する移行、対応、これは何々をします、します、しますということなので、現状としてやっているということをさらに積極的に推進しますという形で入れるか、今、大倉さんがおっしゃったように、障がい者計画のところでは就労推進のところに入れるか、どちらかだと思いますが。

(事務局：大倉)

岩崎委員から具体的に上げていただいた事例は、特別支援学校の生徒を対象にした進路

の紹介というか、そういう部分で一般企業の体験をさせたり、福祉施設における活動の紹介を見てもらったりという部分ですよね。ですので、どちらということではなくて、特別支援学校の進路を分かりやすく紹介する事業ということだと思いますので、雇用促進と就労支援の辺りがなじむのかなという印象はしましたが。

(島崎会長)

障がい者計画だと何ページになりますか。

(事務局：大倉)

障がい者計画ですと、32、33 ページの辺りになります。

ここで、現状と課題の最後のほうで、卒業後の進路について不安の声がありというような。現状認識としては、その辺りも入れてはいます。

(島崎会長)

そうすると、32 ページの現状と課題のところですよ。その最後のパラグラフの前と申しますか、雇用の促進・安定を進めています。それで、このような取り組みを進めているけれども、就学時の障がい者さんぬんのところに、現状としてこういう取り組み、いろいろな声があつて必要があると。実際、現在、このような取り組みもあつて非常に効果を上げていたりとか、そういうことをここに入れるということでしょうか。そうすると、福祉計画の16 ページの最後に、特別支援学校卒業生の進路を把握しながら就労支援施設の整備に努めますという一文があるわけですが、ここに、現状、こういう取り組みがあるが、それを一層こういうことをしながら整備に努めますと書くか、32 ページの先ほどのところに入れるかということだとは思いますが、いずれにせよ、取り組んでいることをきちんと明記しておいたほうがいいのではないかと。では、それはどちらかに入れるということでもよろしいでしょうか。福祉計画のほうでもよろしいですか。課長、何かありましたら。

(事務局：障がい福祉課長)

福祉計画のほうは、基本的には、サービス見込み量等をやってからで、福祉施設から一般就労というようなところを出ているので、今、岩崎委員がおっしゃったのは、そういう福祉施設から一般就労というよりは、これからどういう支援、子どもたちに就労に結びつけていただけるような、学校と事業者と行政とで一緒になってやっていく取り組みなので、障がい者計画のほうでそういう機関がありますよと。施策の方向でこういうことをやって、さらに継続して充実してやっていくとか、そういう形のほうが収まるのではないかと思います。そのような形で検討させていただければと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

特にございませんでしょうか。

(松永委員)

同行援護のことについて、ページ数がパソコンで見ているとちょっと分からないのですけれども、見込み量の部分が、表があったと思うのですけれども、平成24年、25年、26年の、この。

(島崎会長)

ページ数が分かったら教えていただけますか。

(事務局：大倉)

26ページが一覧になっていますので、そちらかと思います。

(島崎会長)

障がい者福祉計画の26ページですね。

(松永委員)

この数字が、2,200で、もう一つその下が百五十いくつとなっているかと思うのですけれども、これは月と個人で、この意味を説明していただきたいのですけれども、トータルなのかどうか。

(島崎会長)

お願いいたします。

(事務局：小林)

同行援護についてです。月の単位で、数字は、記載してあるのが、平成24年度、月151人で、延べ利用時間が2,213時間ということでございます。

(松永委員)

分かりました。そうすると、一人どのくらい使っていたかということが計算をすると出るといふことに、平均で出るわけですね。ここの件は分かりました。

この場でいいかどうか別なのですけれども、実は、11日曜日に私どもの会で同行援護の説明会を開いたのです。そのときにも、誕生日ごとに今までの地域支援事業、移動支援から同行援護に変わっていくということであったのですけれども、実は、その翌日の12日に東京で私どもの同行援護関係の会議がありました。実は、新潟が全国で一番いい状態だと思っています。確かに、利用者の声を聞いても、それほど不満もないし、全国に比べれば、時間だとか目的地ですとか、そういうものを考えても非常にいい状態で、市当局からご理解いただいているがたいと思っています。

ただ、これはちょうど変わり目のせいか、各個人のところに行って、月ごとに何時間と希望を聞いたりして契約を進められると思うのですけれども、その段階で、まだこの同行援護をご

理解いただいていない方が来られると。そこでつじつまの合わないいろいろなことが出てきて、私のほうに相談が来るのですけれども、そういうことがありますので、せっかく全国で一番いい状態だと思っているので、ぜひともその辺、少し言い方が悪いかもしれないのですけれども、契約の段階できちんとその辺をご理解いただいて説明をしていただきたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。次年度になりますと、また新しいサービスが始まったり事業名が変わってということもあつたりしますので、市区から当事者に、ぜひ、具体的な形で分かりやすく届けていただければと思います。

ほかにございませんでしたら、早く終わることになるかと思いますので、特に意見、ご質問ございませんでしたら、第3期新潟市障がい福祉計画素案につきましては、これでということに。

(塚野委員)

数値目標ですけれども、ページで行くと12、13ページですけれども、数値がおかしいとかという意味合いではなくて、国で入院中の精神障がい者の地域移行は目標値を定めないということにしたから、新潟市もその部分をすっぱりと抜いてしまって、何も触れないでいいのだろうかという意見です。

新潟市の障がい福祉計画素案で、第4回の協議会から、入院中の精神障がい者の地域生活への移行の数値目標が厚生労働省資料の目標値を定めないことにより消えました。数値目標を設定しないのは、国の段階を指していると思われませんが、重点としての取り組みをやめたわけではありません。厚生労働省資料の参考のところを見ますと、都道府県に対しては、各着眼点に関する目標値を定める参考として以下の指標を提示するとしています。そして、着眼点を1年未満入院者の残存率と、5年以上かつ65歳以上の退院者数の二つを上げています。国が目標値を設定できない理由は納得し、県でも同じであることは理解します。設定できない本当の原因は、入院患者の実態把握と退院可能な医学的判断基準がないからだと思います。新潟市がどの程度入院患者の実態を把握しているかは分かりませんが、年齢別に、入院期間や病名などを把握されているのでしょうか。昨年アンケートでは入院患者は含まれておりませんし、また、実施することも不可能です。障がい者に対する対応は、先進国中で日本だけが極端に違っていることは、施設入所者の多さと精神病の入院患者が多いことに加えて、入院期間の異常な長さです。病院から地域への移行は、行政と病院の協力体制の構築が不可欠で、さらに家族の協力が必要だと思います。この第3期障がい福祉計画で目標値を設定しないことは納得しますが、地域移行への取り組みは実施するべきだと思います。少なくとも、第2期計画で掲げた目標達成のための方針を再検討のうえ、この13ページの下のほうが空いておりますから、何と

か精神障がい者の地域移行の取り組みの部分について、目標値は要りませんけれども、重要視して今後も取り組んでいくのだということを書いたほうがいいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。現計画のところでは、確かに目標達成のための、入院中の精神障がい者のための地域生活への移行ということで、取り組みの方向性についても記載してあるので、すっぱり抜けているということについて、どうなのだろうか。障がい者計画のほうでかなり精神障がい者について議論もありましたので、その辺の説明を、市としての考え方を示しておく必要があるのではないかとということで、具体的な文案を作成してご提案なされたということだと思います。担当からご説明いただけますでしょうか。

(こころの健康センター精神保健福祉室長)

では、私からご説明申し上げます。説明といいますよりも、むしろ、最後のお言葉が非常にインパクトがありまして、結論を申し上げますと、私どもとしてはそれを記載の方向で検討させていただきたいと思います。これが結論でございます。

少し補足させていただいてよろしいでしょうか。退院促進の話から地域移行の話が先ほど出たのですけれども、このたび、確か10月31日でしたか、厚生労働省が初めて数値目標の考え方について基準を示しました。それが、今ほど委員からの前段の内容でございます。実は、私どもも、この記載をどうするかということで非常に悩みまして、新潟市としては入れたいという思いです。ほかの政令指定都市なども全部確認をいたしまして、某政令指定都市では国の基準に従って全く抜きましたというところもありますし、県と調整したうえで今後作成していきたいというところもございます。政令指定都市はとにかく非常に悩んでいたという経緯がございます。

そこで、新潟市は初回に障がい福祉計画を、障がい者計画もそうなのですが、障がい者と言ってくるらず、すべての方を対象にというようなイメージ、今回もそうなのですが、そういう考えのもと、自主性を出したいというのがこの計画のそもそもの発端でございました。そういう意味では、今ほどのご意見は私どもの見解ととてもマッチしておりますし、貴重なご提言だと思いますので、ぜひ、検討させていただけたらと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。では、塚野委員、ペーパーを、もしあれでしたら、担当へぜひ。

(塚野委員)

今読み上げたものを差し上げます。

(事務局)

ありがとうございます。

(島崎会長)

また塚野委員から付け加えたほうが良いというものがあれば、少しやりとりもしていただければと思います。

大事なところ、実は、という話がこのように出てくるので、お気づきのところがあったら、これは出していただくことが必要かと思いましたがけれども、今後、取り巻く環境の中で、動向に合わせて見直しを図っていかなければならない部分も出てくる、あるいは、進捗状況をはかる中で、評価検討する中で年次ごとに見て行って、変えていかなければならない部分などがあるろうかと思えますけれども。

(塚野委員)

ついではないのですけれども、先ほどの、前の計画も含めて、この文章を見ると、検討しますというものが10項目くらいあるのです。これは、市もできるだけそういうものは使わないようにということで努めているとは思いますが、新潟市の各附属機関でも、いろいろ、今後検討するとかそういう項目はたくさんあるのだらうと思えます。市として、福祉課として、そういう各所で出ているようなもの、今後検討するということについて、集めてみて、附属機関の障がい者に関する、委員の方、数十人いると思えますけれども、例えばこういうようなことを検討項目としてやっていると、何か意見があったら上げてほしいというようなことを、詭弁抜きにしてお知らせしておいていただければ、私どもは1日暇なのだから、考えて、特別な改善提案というか、解決する提案はできないと思っています。市の障がい福祉課の職員の方々はみんな専門家ですから、検討するといっても一定の方向付けというものをできる力はあると思っておりますけれども、せっかくこういう委員の方が何十人もいるのだから、実はこういう項目で検討するというにしているのだけれども何か意見があれば上げてほしいというようなことを流していただければと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

野村委員、お願いします。

(野村委員)

数字の確認なのですけれども、まず、12ページの入所者の地域移行について、本市における施設入所待機者は平成23年11月現在169名です。前回、皆さんからもらった資料8では151名。18名も増えているのです。現在の日にちは違うのかもしれませんが、1か月たって18名の増えているということを考えると、私はケアホーム、また元に戻るようでも、何か抜本的な対策を考えないと、なかなか待機者は減らないです。真剣に考えていかなければならないということで、検討と話、検討会を本当にしなければならないということを言いたい

のです。先ほど塚野委員がおっしゃったように、検討という言葉は確かにたくさんあるのです。しかし、検討会という言葉は一つしかないのです。あとはみんな検討なのです。

もう一つ説明をいただきたいのは、先ほど塚野委員がおっしゃったように、広報していただきたいということです。どのようになったのかということも含めて、ぜひ、検討会での中身をお知らせいただきたいと思います。

(島崎会長)

そうですね。検討というのは気をつけなければいけないというのは、私も自分の大学などでもありますけれども、検討した結果、オール・オア・ナッシングのような話で、結局ゼロでしたというような話もありますので、検討した結果がどうなりましたという結果だけではなくて、むしろプロセスのところまでどれだけ情報がオープンになってそこに市民が参画できる機会が持てるかどうかということが非常に大事だと思いますので、塚野委員のお話はそうでありましたので、できるだけ横串を刺して、横断的に、それぞれの事業所なり分野なりのご専門のところでいい知恵を出し合えばというご意見だったと思いますので、ぜひ、共有して、そして、協議できる場、あるいはそれをいただけるような、共有できるような方策を少し考え合っていければと思います。市のほうで、できれば具体的などところで一度そのようなこともしていただければと思っております。

ほかに何かご意見はございませんでしょうか。

次年度以降は施策推進協議会ではなくて、新潟市障がい者政策委員会（仮称）ということでございますので、計画の達成状況の点検及び評価というところでも、障がい者地域自立支援協議会と施策委員会において点検・評価を行って、具体化に向けた調整、協議を行うということでもありますので、国の言い分によれば施策委員会ですので、監視をするということになっておりますので、かなりこの役割も少し強化されたり、その検討というところがどうだったのかということの評価といたしますか、そこを検証するという部分も出てくるのではないかと考えておりますので、それぞれ、協議会、施策委員会の役割もきちんと自覚しながらやっていかなければならないということだと思っております。そういうことも含めて、この障がい福祉計画についての素案を、今、ご意見をいただいたところで加筆修正して、パブリックコメントにお出しする素案として了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。これで確認したということで、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、議事の2を終了させていただきます。

以上、本日予定された議事は終了いたしました。事務局から、ほかにご連絡等ございましたらお願いいたします。

(事務局：大倉)

どうもありがとうございました。

お配りした資料の中に、塚野委員から資料4としてお配りさせていただいたものがありましたので、各自ご確認いただきたいと思います。また、島崎会長からもお話がありましたように、新潟市障がい者施策推進協議会の名称を変更させていただきたいと思っております。それは、障害者基本法の改正に、前々回でしたでしょうか、前回でしたでしょうか、合議制の機関になるというような資料をお付けしたのですが、それに合わせて、監視の機能も加わりますという中で、国の名称としては障害者政策委員会ということであります。こちらの提案とすれば、今、新潟市障がい者施策推進協議会という名称を新潟市障がい者施策審議会という名称に変えさせていただいて、その役割を担っていただきたいと考えております。計画のほうに仮称で登場しますので、それを仮称ながらそういう表現にさせていただいて、素案という形にさせていただきたいと思いますが、そちらについて、ご意見等あればと思っております。

(島崎会長)

今のご説明、障がい者施策推進協議会が次年度以降は障害者政策委員会という、国としてはそういう表現なのですが、新潟市としては、新潟市障がい者施策審議会という形にしたいがどうかということです。審議会というのは、新潟市社会福祉審議会というものがあつたり、その中に専門部会などがあつたりしますけれども、審議会といった場合にどういった形になるかということです。その辺も、課長からでしょうか。

(事務局：障がい福祉課長)

少し補足しますと、今の施策推進協議会というのは、障害者基本法の中で、市町村に地方障害者施策推進協議会を置くことができるという、市町村の場合、条例に定めることによって、名称まで障害者基本法で定めております。今回、改正になりまして、条例で定めるところは同じなのですが、審議会その他の合議制の機関を置くことができるということになっています。要するに、普通の附属機関、国は名称をつけていない、審議会でもいいし合議制の機関、何でもいいですよというような形なのですが、協議決定はそのような形のものにして、それこそ検討状況がどうかということも含めて監視するというものもみんな入っているわけですが、事務局としては、新潟市の附属機関ですと、通常、審議会とつけているものが多いのです。国も審議会その他の合議制の機関といっているのです、審議会という形にさせていただきたいということです。それで、委員会ということもあるのですが、市の場合、委員会ですと、行政委員会とかそういうものになるので、附属機関であれば審議会なりの名称にしたいということです。これは実は条例改正しなければいけないので、根拠の条文も違ってきますし、本議会に上げていきたいというところで、そういう名前や、そういうものではなくてこういう名前がいいというようなご意見があれば、お寄せいただければ、推進協議会ですので、そういうご意見もあれ

ばお伺いしたいということでございます。

(島崎会長)

国においては障害者施策委員会という形になるということですが、

(事務局：障がい福祉課長)

これは基本法で今まで決まっていますので。それで、一応そのものを使ったのですが、これは国の名前なので、逆にこれはおかしいだろうということ。

(島崎会長)

そうですね。前に頂いた資料で言えば、審議会その他の合議制の機関に改めることとするということで、委員会というのはこういうものですよということで、委員会というよりは、審議会その他の合議制の機関に改めるということで、委員会よりは審議会のほうがいいのかなという気がいたしますけれども、中身につきましては、名称や監視の対象についてやそういうところの意義、役割等については明記されていますので、それに沿って粛々とやるということについては変わらないわけです。その趣旨を尊重しつつやっていくということについては、名称は審議会その他の合議制の機関ということで、新潟市障がい者施策審議会ということで、事務局のご提案でございますが、これは議会を通す必要があるもので、年度内ということでございます。

名称について、よろしゅうございましょうか。それはここで了承、確認したということをお願いいたします。

(事務局：大倉)

ありがとうございます。

すみません、先ほどのときに、申し訳ありません。44 ページにその会の名称が出てきますので、そこもそのようにしたうえで、素案として意見募集をしたいと思います。資料2の障がい者計画の44 ページです。同じく、障がい福祉計画の29 ページも、その会の名称があるところはすべてになります。

(島崎会長)

ほかに、事務局からご連絡等ございましたらお願いいたします。

(事務局：大倉)

それから、意見募集、パブリックコメントは12月27日から1月26日に募集を行います。また、そのあと、それらのものの報告も兼ねてになりますけれども、2月上旬に次の協議会を開催させていただきたいと思います。そのパブリックコメントを受けて、計画の修正が必要なところは修正いたしますし、そのうえで皆様に承認いただけるように進めさせていただきたいと思います。なお、日程は別途調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(島崎会長)

ありがとうございます。今月の27日から1月26日までパブリックコメントということでございますが、私、会長としての意見ということで発言させていただきたいと思いますが、パブリックコメントはホームページに出されるわけですが、できるだけ、やはり関係の方々への周知と、さらに具体的な様々なご意見を頂くことがパブリックコメントを出していくうえで大事なことでございます。例えば、当事者団体や関係団体に、ペーパーとしてこういう形で送っていただいて、そして、今、ホームページでいついつまで、ぜひ、ご意見、ご感想でも頂きたいということで、例えば、アンケートにご協力いただいているところですか、いろいろなところで、ニーズ調整でご協力いただいているところですか、当事者の様々な団体があるかと思っておりますので、郵送等で送っていただいて、手元に届くようにして、それを見て、1か月間ありますので、当事者のところで回して、ファイルで送ればなおさらという部分もあるかと思っておりますけれども、ホームページに出ておりますので、そういうことで、できるだけ当事者を含めた関係者の手元に届くような形で郵送等をお願いできればと思います。

それから、様々な障がいの状況によっては読むことができにくい方もいらっしゃるわけで、実際に冊子で出すときに、概要版などでは必ずふりがなを振って出したりということになりますけれども、そこまでできれば一番いいかなと思いますが、音声にすることはもちろんですが、そういう工夫をして、できるだけ。ただホームページでパブリックコメントを始めていますのでこの期間でどうぞご意見がありましたらというのを市報等で出すだけではなくて、お願いできればと思います。事務局、年末で大変お忙しい、年末を挟んでしまいますけれども、ぜひお願いできればと思います。

(事務局：大倉)

承知しました。

(島崎会長)

ありがとうございます。

(事務局：障がい福祉課長)

よろしいですか。今の会長の件なのですが、27日からパブリックコメントを始めますので、今すぐにはできませんので、まず、パブリックコメントをさせていただいて、それなりのものはでき次第私どもが把握しているところに送るなり、そういう形で対応させていただきたいと思っております。27日一斉にというのは少し勘弁願いたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

(島崎会長)

ようございます。現在かけているところですが、お知らせいただければと思っております。

それでは、次回は2月上旬にパブリックコメントでいただいたご意見等を含めて、最終的な

案にして議会に上程するということになろうかと思いますが、2月、パブリックコメント後に開催ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

12月まで、本当に毎月毎月長時間にわたりまして施策推進協議会を開催させていただきました。皆様から活発にご議論いただき、ご意見を頂きまして、本当にありがとうございました。様々なことがあった今年でございますけれども、本当によい新年をお迎えになりますよう祈念いたしまして、私の今年の役目を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(司 会)

島崎会長、議事進行いただきありがとうございました。また、委員の皆様からも活発なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

以上で、平成23年度第5回新潟市障がい者施策推進協議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。